

NTTグループの共同調達に関する 指針の策定に向けた論点整理

2020年6月22日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課

基本的考え方(案)

- NTT等(NTT、NTT東日本及びNTT西日本をいう。)と分離会社(再編前のNTTから分離した、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェアをいう。)との間における共同調達(以下単に「共同調達」という。)を例外的に認めるに当たり、共同調達に関する指針を策定し、基本的考え方を示すとともに、NTT等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化することが必要ではないか。
- 本指針は、共同調達について、NTT等が営む業務と責務との関係を踏まえて、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保等に寄与するものとしつつ、その実施に当たっては電気通信事業の公正な競争の確保が前提となることを踏まえ、これらを充足し、かつ、バランスの取れたものとする必要があるではないか。
- 具体的には、次の①～⑥について、本指針において明確化することが必要ではないか。
 - ① 共同調達が例外的に認められる資材
 - ② NTT再編の趣旨の徹底
 - ③ NTT等の市場支配力との関係
 - ④ 利用者利益の確保等
 - ⑤ 検証可能性の確保等
 - ⑥ 指針の見直し等
- 総務省においては、本指針に基づき、共同調達が実施されるに先立って、共同調達に係る実施計画の策定、本指針に規定する措置の実施等を要請するとともに、実施状況についても定期的に報告させることにより公正競争上の影響等に関する検証可能性を確保することが必要ではないか。

(構成員からの意見等)

- 今回の共同調達の一定程度の解禁は、調達コスト低減による利用者への利益の還元、グローバル展開の促進、投資の促進などのそもそもの狙いがあり、一定の機動性や柔軟性が確保されていないと、解禁する当初の目的を達成することが難しくなる。その意味で、調達を実施するごとに認可制というのは、解禁する狙い、意味をなくしてしまうことになり、効果的な方法ではないのではないか。【大谷構成員】

(事業者からの意見等)

- NTT持株・東西の共同調達に関しては、従来禁止されていたものを限定的な範囲で認めるという規制緩和であり、最終答申においても「公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認める」と条件を付されている以上、この条件の実効性をいかに担保するかが重要であり、そのためにも認可制が必要。認可を個別とするか、包括とするかは、指針の具体性によるのではないかと。【ソフトバンク】

① 共同調達が例外的に認められる資材

論 点

- 共同調達が例外的に認められる資材の品目について一定の制限が必要ではないか。

(構成員からの意見等)

- 調達資材の品目について、一定の限定は必要。NTTが提示した6種の区分の品目を大枠とし、携帯電話端末(NTTドコモブランドで販売されるもの)は、NTTドコモが共同調達のメリットを受けて公正競争が歪む可能性があることを踏まえ、調達資材の対象外とすべき。その他の資材については、競争事業者より、例えば、NTT持株・東西が占める調達割合が高くなる資材を対象外とすべき旨の意見があったが、それがまだ抽象的な危険性にとどまっているうちは、明示的に除外できないのではないか。【大谷構成員】

(事業者からの意見等)

- 最終答申上、NTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつとされており、その上で、公正競争を阻害しない範囲において例外的に認めるという記載になっているため、ホワイトリストにより対象品目を限定することが最終答申の趣旨に沿っているのではないか。【ソフトバンク】
- NTT持株・東西の調達比率に制限を設けたとしても、集計する対象に応じて比率も変わりうるため、対象品目を細かくみる必要があるのではないか。【KDDI】

考え方(案)

- 最終答申(情報通信審議会 令和元年12月17日)において「例外的に共同調達を認める」とされた趣旨を踏まえれば、共同調達が認められる資材は一定程度限定されるべきではないか。
- この点、NTTが提示した資材^(※)に係る調達実績等に基づき、これまで検討が進められてきたことを踏まえれば、共同調達が例外的に認められる資材は、「電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラム」に限定することが適当ではないか。
- その上で、調達量において大きな割合を占める携帯電話端末等について、NTTドコモとの間の共同調達を認めた場合の公正競争上の影響が指摘されていることを踏まえ、上記の対象資材から、「NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置」を除くことが適当ではないか。

(※) ネットワーク系装置(ルータ、スイッチ、伝送装置等)、サーバ系装置(サーバ、ストレージ等)、端末系装置(PC、タブレット端末、ビジネスホン等)、ソフトウェア(OS、オフィススイート、データベースソフト等)、ケーブル類(光ケーブル、メタルケーブル、ONU等)、その他物品(ラック、什器類、メカ保守・サポート等)

論 点

- 共同調達を通じたNTT等と分離会社との間の一体化(ヒト(情報)、モノ、カネ)等のNTT再編の趣旨の潜脱を防止するための構造的な措置が必要ではないか。

(構成員からの意見等)

- NTTが提案する共同調達スキームは2段階となっており、他事業者との間では共同調達窓口におけるファイアウォール、NTT持株・東西以外のグループ会社との間では共同調達会社におけるファイアウォールが課題。ファイアウォール構築に関連し、NTTグループあるいはNTT持株・東西と共同調達会社間で役員兼任について制限を求めるべきではないか。【関口座長代理】
- 共同調達会社内のファイアウォールの重要性を踏まえた検討が必要ではないか。【西村構成員】
- 共同調達会社のみならず、共同調達窓口を含めた構造的な措置について検討が必要ではないか。【大谷構成員】
- KDDIが提案する中立機関の構想は、他の事業者が実際に共同調達に参加するかどうか分からない中で過度な負担を求めるものであり、非現実的ではないか。むしろ、ファイアウォールとしては、人的な兼務規制等が妥当ではないか。【大谷構成員】

(事業者からの意見等)

- ファイアウォールを設けたとしても、共同調達を行うに当たっては、通常、営業・経営上の戦略がNTTグループ内で共有されてしまう可能性があるのではないか。【KDDI・ソフトバンク】
- ファイアウォールを確保する観点からは、NTT持株・東西と調達会社との間での役員兼任は認められない。【KDDI】
- 共同調達の機能を中立的な機関を設置して担わせることも考えられるのではないか。【KDDI】

考え方(案)

- 共同調達を通じたNTT等と分離会社との間の一体化(ヒト(情報)、モノ、カネ)等のNTT再編の趣旨の潜脱を防止するための構造的な措置として、NTT等及び分離会社に対し、次の措置を講じさせることが適当ではないか。

① 共同調達事業者との役員兼任等の禁止

- 共同調達を通じて、NTT等と分離会社との間の実質的な一体経営による調達情報の流用等が行われないようにするため、共同調達事業者との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。

② 調達情報の目的外利用の禁止

- 共同調達に係る情報管理システムは、共同調達の目的以外の目的で取り扱うことができないよう、適切なアクセス制限を設定する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
- 共同調達に関する情報の適正な取扱いを確保するため、共同調達事業者と同社の役職員との間及び同社と共同調達に参加する者との間で、共同調達に関する情報の適正な取扱いに関する契約を締結する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。

③ 共同調達事業者に対する業務委託の制限

- 共同調達により調達する資材に関連する業務のうち、調達以外の業務(例:ネットワークの構築、電気通信役務等の営業若しくは契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理又は提供等)を共同調達事業者に対して委託等しないこと。(ただし、調達の業務を委託する上で必要不可欠な業務と認められるものを除く。)

④ 共同調達会社における会計分離

- 共同調達事業者との間で行われる共同調達業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又はNTT等と分離会社との間の実質的な補助が行われないようにするため、共同調達事業者に対し、NTT等及び分離会社が委託した共同調達業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を当該業務を委託した会社にそれぞれ報告させること。

論 点

- NTT等による共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、電気通信事業法上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するための措置が必要ではないか。

(構成員からの意見等)

- 「例外的に共同調達を認める」趣旨との関係から、NTT持株・東西が行う、独自調達と共同調達窓口を使った調達の比率にアッパーリミットを設けることについて、一定の考え方を示す必要があるのではないかと。 【関口座長代理】
- 競争事業者が「NTT独自仕様」を懸念するのであれば、NTTに対して標準的技術を用いた他事業者との相互接続の確保を求めることも考えられるのではないかと。 【相田座長】

(事業者からの意見等)

- いわゆる寡占市場の電気通信市場において影響を与えるものという意味では、第二種指定電気通信設備制度でシェア10%を超えると競争に影響を与えるという先例があるため、NTT持株・東西の共同調達割合が少なくとも10%を超える場合は大きな分かれ道になるのではないかと。 【KDDI】
- NTT持株・東西の3社それぞれの総調達額の中で、本共同調達スキームによって共同調達した額が過半になった場合は例外的とは言えない可能性があることから、NTT持株・東西の総調達額に占める本共同調達額の割合が半分以下とすることが考えられるのではないかと。 【NTT】

考え方(案)

- NTT等による共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、電気通信事業法上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するため、次の措置を講じさせることが適当ではないか。

① 共同調達に対する定量的な制限

NTT等が共同調達に参加することにより、分離会社が著しく有利な条件で共同調達を行うことがないよう、NTT、NTT東日本及びNTT西日本のそれぞれの共同調達に係る額は当該各社のそれぞれの総調達額の50%未満とすること。

② 禁止行為規制の趣旨の確保

NTT等が参加する共同調達について、NTT東西及びNTTドコモは、電気通信事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

(NTT等が参加する共同調達における禁止行為の例)

- NTT東西が共同調達を通じ、特定の電気通信事業者が提供するサービス、技術規格等を不当に優遇すること。
- NTT東西が共同調達により購入した資材を特定の電気通信事業者へ転売・転用することにより、不当に利益を与えること。
- NTT東西が共同調達事業者を通じ、他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造事業者や販売事業者に対し、不当に規律をし、又は干渉をすること。

論 点

- 共同調達の実施に当たり、利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等の観点から、求められる措置は何か。

(構成員からの意見等)

- 共同調達に関する他事業者の参画がかなえば、市場の活性化に資すると考えられる。一方で、他事業者とNTTグループの調達したい物品等のニーズがかみあわず、他事業者を含めた共同調達ができないケースも考えられるが、そのこと自体は、公正競争に影響を及ぼすこととは思われず、むしろ、調達したい物品等やタイミングが異なるのが普通であり、無理にそれを一つの商談としてまとめるような力が働くことを避けたほうがよい。【大谷構成員】
- 消費者サイドからは、調達コストの低減が図れるということはよいことと思われるため、競争事業者においては、NTTが提案する共同調達スキームのどこがネックとなっているのかより具体的に示してほしい。【石田構成員】

(事業者からの意見等)

- 共同調達の結果として、NTTグループの競争力が強化されるという結果が生じるのであれば、それに応じて、競争事業者に対してもネットワークサービス、特に光サービス卸等の料金低廉化が必須ではないか。【ソフトバンク】

考え方(案)

- 共同調達の実施に当たり、利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等の観点から、次の事項の実施に努めることが求められるのではないかと。

① 利用者への利益還元等

共同調達を実施することにより得られた調達コストの削減等の効果を、他の電気通信事業者を含む利用者に対して適切に還元するとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資に充てること。

② NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対する共同調達機会

共同調達において、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与すること。

論 点

- 本指針を確実に履行させるとともに、公正競争上の影響等に関する検証可能性を確保する観点から、求められる共同調達の実施に係る報告事項等をどのように定めることが適当か。

(構成員からの意見等)

- モニタリングが意味を持つよう、総務省に対する報告項目をあらかじめ設定しておくことが必要ではないか。その中で、国内ベンダーからの調達ということは想定外だとは思いますが、国内市場に与える影響等について把握できるよう、共同調達における国内ベンダーの占める割合などの定量的な指標を決めるべきではないか。【大谷構成員】
- NTTドコモなどとの距離感、透明性を確保する観点から、総務省への品目報告などの検討が必要ではないか。【西村構成員】

(事業者からの意見等)

- 事後検証のために何を公表し、何を総務省限りで報告すべきかという点について議論が必要。少なくともNTTが共同調達で得られる効果として示している項目については状況を公表するとともに、国内ベンダ回帰・囲い込み、NTT独自仕様の推進やグローバル仕様との乖離のおそれがないか等について確認・検証が必要ではないか。【ソフトバンク】

考え方(案)

- 次の事項をNTT等から総務省に報告させるとともに、公表させることが適当ではないか。ただし、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものについては総務省への報告に留める等、一定の配慮が必要ではないか。

① 各事業年度の共同調達に係る実施計画(本指針に基づき講ずる措置の内容を含む。)

② 各事業年度の四半期ごとの実施状況(共同調達に係る資材の種類別の調達実績を含む。)

③ 各事業年度の実施状況

- ・ 本指針に基づき講じた措置(分離会社からの報告を含む。)
- ・ 共同調達により調達した資材の利用の状況及び利用者に対する利益の還元等の状況
- ・ 共同調達額(共同調達の相手方となる分離会社別の共同調達実績、国外の機器製造業者等からの調達額を含む。)
- ・ 総調達額(分離会社からの報告を含む。)

論 点

- NTT等に係る共同調達を巡る環境は今後変化しうることを踏まえ、指針の見直しに関する考え方を明確化することが必要ではないか。

(構成員からの意見等)

- NTT持株・東西のグループに占める調達割合は、実態面ではやはり2割以下であるため、NTTの主張するゆらぎが10%近く確保されている。集中的に装置を更改するという場合でも、調達市場に対して一定の影響力を及ぼす可能性があり、NTT持株・東西の裁量が効いてしまうことも考えられるので、3割の基準は過大ではないか。例えば25%を基準とし、災害対応のための調達は別枠とすべきではないか。 【大谷構成員】

(事業者からの意見等)

- 今回の共同調達は、NTT持株・東西の調達額の比率が一定水準に低下したことが許容の前提である以上、当該比率が上昇に転じた場合には、共同調達を再度禁止する必要がある。 【ソフトバンク】
- 新しいネットワークに更改していく場合、ある程度段階的に実施すれば大きな影響はないと思われるが、ある程度のスパンで一斉に全国的に行うことになると、過去の実績を参考にやはり5%から10%ぐらいに比率が上がるのが想定されるため、指針見直しの基準としては3割とすることが必要。 【NTT】

考え方(案)

- 総務省は、共同調達の実施状況等に基づき検証を行うとともに、その結果を公表し、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、NTT法及び電気通信事業法の規律に基づき、業務の適正化を図るとともに、必要に応じて本指針を見直し、又は共同調達に関する例外的な扱いを終了することが適当ではないか。
- 具体的には、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合として、次のような場合が想定されるのではないかと。
 - NTT等及び分離会社の総調達額に占めるNTT等の総調達額の割合が2年を超えて継続して25%を超える場合 (総調達額については、調達の一時的な増減による影響等を考慮し、直近の三事業年度における総調達額の平均をもってみなす。災害その他やむを得ない事情により一時的に当該割合を超える場合は別途考慮。)
 - 本指針に反し、共同調達を例外的に認めるに当たって講ずることが必要となる措置が講じられていないと認められる場合